

令和3年12月22日

マイナンバーカードの健康保険証利用を広めよう！

令和3年10月20日から専用のカードリーダーが設置された医療機関・薬局でマイナンバーカードを健康保険証の代わりとして利用できるほか、本人の同意を得たうえで特定健診情報や薬剤情報を確認することができるようになりました。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、スマートフォン等から事前に利用登録が必要になりますので、市では既に設置している支援窓口の体制等を強化するとともに、市職員が率先して利用登録を進め、普及啓発に取り組んでいきます。

記

1 利用登録の概要

マイナンバーカードとカード交付時に設定した数字4桁の暗証番号を用いて、国が運営するマイナポータルからスマートフォンやパソコン、セブン銀行ATM等で行うことができます。

2 支援窓口

- (1) 市役所1階の登録支援特設窓口及び国保年金課窓口（国保・後期高齢加入者向け）
設定用パソコンを使用して、マイナポータルのウェブサイトアクセスして、健康保険証の利用登録を行う方のサポートを行います。
- (2) 市マイナンバーカードコールセンター（電話：024-573-6960）
マイナンバーカードの交付・更新予約の際お問い合わせがあった場合に情報提供を行います。

3 普及啓発の取り組み

- (1) 保険者への働きかけ
市内に事務所がある健康保険協会・組合を通じて、マイナンバーカードの健康保険証利用に関するチラシの配布等を行い、利用促進を図ります。
- (2) 市職員への働きかけ
庁内のイントラネットにマイナンバーカードの健康保険証利用に関する情報を掲示して職員自らの利用登録につなげるとともに、職員向けの利用登録支援窓口を人事課に設置します。

4 その他

- (1) 全国の健康保険証利用登録件数（R3年12月12日時点）
6,226,779件 マイナンバーカード交付の約12%が利用登録済
- (2) 健康保険証利用に対応する市内の医療機関・薬局（R3年12月19日時点）
医療機関：23か所、薬局：15か所

<保険者への働きかけについて>

担当：DX推進プロジェクトチーム
情報政策監 信太、主任 菅野
電話 024-525-3708（直通）

<市職員への働きかけについて>

担当：人事課人材活躍推進室厚生係
課長 南澤、係長 綿谷
電話 024-563-5052（直通）

<登録支援特設窓口について>

担当：情報政策課システム管理係
課長 八島、係長 田村
電話 024-525-3709（直通）

<健康保険証の利用について>

担当：国保年金課国保資格係
課長 佐藤、係長 手塚
電話 024-525-3735（直通）